

## イギリス自由貿易思想の展開、一八二〇——一八四六年

東田雅博

## はじめに

一八四六年の穀物法撤廃を画期とする自由貿易政策史に関しては多くの研究がみられるが、その政策実現に至る思想史的状況に関する研究となるとほとんど見当たらないのが現状である。しかも経済学史的研究においては、スミス、リカードらの古典派経済学の自由貿易理論と自由貿易政策とがほぼ整合的に展開したものと考えられているようであるが、我々の歴史研究の立場では、このような理解は受入れ難い。というのも、コブデン、反穀物法同盟らによる自由貿易運動は、むしろ古典派経済学の自由貿易理論に逆らいつつ展開されたのであり、従ってその運動を推進せしめた自由貿易論は古典派経済学のそれとは似て非なるものであったことがすでに知られているからである。自由貿易が最大の国民的課題となっていた一八二〇—四〇年代における自由貿易に関する思想史的状況は、古典派経済学の自由貿易理論の展開を跡付けることによってではなく、むしろコブデンらの通俗的自由貿易論のあり方とその現実世界への影響を分析することによってのみ明らかにされる、と筆者は考えて

いる。しかし、その思想史的状況を明らかにすることは、十九世紀半ば以後、自由貿易がいわば一種の経済風土と化してゆく過程、つまり「ブリテンの生まれながらの経済政策」となってゆく過程を明らかにすることに他ならず、コブデン自由貿易論の展開を跡付けるだけでは全く不十分である。少くとも、自由貿易政策の推進主体たるビジネスマン、政策主体たる地主階級らの自由貿易についてのアイデア、更にそれを推進する動機をも含めたイギリス自由貿易思想の展開という問題設定が必要である。かかる問題設定の中でこそ、我々が対象とする思想史的状況の中でコブデン自由貿易論の位置を確定しうるのである。

研究史的には、先に述べた通り、この種の研究には空白の部分が多く、近年、コブデン自由貿易論の研究に進展が見られることと、マンチェスター学派を研究したグランプ W. D. Grapp の著作があることが目につく程度である。そのコブデン自由貿易論の研究は、従来の通説が無視・軽視してきた三〇年代のコブデンの主張を正しく評価したことによって、通説構築の主要なソースとなってきた四〇年代のコブデンの主張と三〇年代の彼の主張とに論調の相違

があることを明らかにした。この点は、我々の研究の一つの重要なキー・ポイントである。がしかし、これらの研究では、かかる論調の相違の史的意義を把握していないのである。その史的意義は、三〇年代と四〇年代との論調の相違を、コブデン自由貿易論の展開として扱え、しかも、その展開を、先に述べた問題設定の中において、ビジネスマン、地主階級の自由貿易思想との関連に留意しつつ、跡付けていくことによってしか明らかにしえないのである。他方、グランプは、マンチェスター学派を分析し、それが五グループ（ビジネスマン、人道主義者、平和主義者、哲学的急進主義者、中産的急進主義者）よりなり、各グループが自由貿易についてのそれぞれ固有のアイデアを持っていたことを明らかにした。このように、彼は、より広い枠組をもって研究しており、そのためにコブデンのみではなくビジネスマンの自由貿易思想の変化をも一応明らかにしている。ところが、グランプは、コブデンを平和主義者のリーダーに祭上げることによって完全にコブデンの評価を誤り、またビジネスマンを一枚岩のにとらえるところから内部的利害対立の存在に着目することなく、また上述各グループの自由貿易思想の相互関連を明らかにするという課題も設定しておらずグループの理解が皮相であり、更に自由貿易思想の展開を歴史的に跡付けるという問題意識にも乏しいのである。また、もちろん、彼には、我々の如き問題設定を欠いており、かくて、やはり彼の場合も、コブデン・ビジネスマンの自由貿易思想における論調の変化の史的意義を明らかにしていないのである。<sup>(1)</sup>

イギリス自由貿易思想の展開、一八二〇——一八四六年（東田）

註(1) 例えば M. Blaug (Ricardian Economics: A Historical Study, New Haven, 1968, p. 209) は言う、「一八四六年に

穀物法撤廃に勝利したキャンペーンは、リカードの著作の精神と字句にしばしば直接反する議論に基礎を置いていた。…賃銀に依存する利潤、小麦価格に依存する賃銀という根本的な理論的枠組が反穀物法運動の「キレス腫」<sup>(2)</sup>となっていた」と。また、W. D. Grapp (The Manchester School of Economics, Stanford, 1960, pp. 16, 35) は「経済学者自身も、そのドクトリンも、穀物法撤廃キャンペーンに何らの永続的関係も持たなかった」「撤廃キャンペーンの教訓的な一面は、そのキャンペーンが目的とした経済政策の大変化は大部分の経済学者の反対に抗して遂行されたという事実である」と述べている。

(2) N. McCord, *Free Trade, Theory and Practice from Adam Smith to Keynes*, Newton Abbot, 1970, p. 11.

(3) 通説として J. Morley, *The Life of R. Cobden*, London, 1905. 邦語文献では、北野大吉『英国自由貿易運動史』一九四三年、がある。新しい研究としては、B. Semmel, *The Rise of Free Trade Imperialism*, Cambridge, 1970. 邦語では、中村洋子「コブデンの自由貿易論について」『西洋史学』一〇八号、一九七七年がある。もちろん、これらの新しい研究でも、三〇年代と四〇年代との論調の相違の把握そのものが不十分である。

(4) 端的に言つて、彼の研究は歴史研究としては致命的欠陥を持つものと言わねばならない(彼自身、この研究は、経済学者としてのものであることを断つてゐる。W. D. Grampp, *op. cit.*, p. viii)。

### 一、機械輸出問題

本章は、機械輸出問題<sup>(1)</sup>を分析することにより、イギリス自由貿易運動の展開において産業資本内部に激しい利害の対立があったことを——従つて、その対立の中から彼らの自由貿易思想が生まれてきたことを——明らかにし、更にビジネスマンの自由貿易思想の本質をその対立の中に見出すことを課題とする。

機械輸出問題は、一八二四年二月に「職人と機械に関する特別委員会」が議会で設置されたことに始まる。委員会での証言により当該期における自由貿易に関する利害状況を見ておこう。そこでの自由貿易論者は、主として南米向鉱山・土木用機械を生産していたロンドンの機械メーカーであった。彼らは機械輸出禁止法に強く反対し、機械の自由輸出を求めた。その論拠は、現行法は全く実効がないこと、今日の諸外国機械工業の発展はイギリスでは自由輸出が禁止されているためであること、自由輸出が認められれば彼らは世界中に機械を供給しうること、などであった<sup>(2)</sup>。これに対し、主として織維用機械を生産していたマンチェスターの機械メーカーは、当該期にはなお綿業資本に従属的立場にあり、綿業資本家と共同歩調をとり、機械の自由輸出に反対した。「現行機械輸出禁止法の撤廃に

関してランカンチャーの商業界 commercial bodies の一般的感情はどうか」との委員の問に対し、綿業資本家アンソニー・T. Ashton は言う、「製造業者と機械メーカーとは同一の感情を抱いてゐます」と。彼らの機械輸出反対の主要論拠は、機械への国内需要が多く、海外需要に應える余裕がないこと、その海外需要は外国機械工業を発展させるために利用されるだけなので短命であること、機械輸出は外国にイギリス工業と競争しうる手段を提供することになること、にあつた<sup>(3)</sup>。

かの「ロンドン商人の請願」が議会で提出された一八二〇年に、やはり自由貿易を求める請願を提出していたマンチェスターの商業界にとつて、委員会での代表の証言は、自由貿易論者としては明らかに首尾一貫しないものであつた。綿業資本家は、これ以後もかかる矛盾を何ら自覚することなく一層深めてゆき、他方機械メーカーは次第に自立し、彼らとは対立する立場に立つことになる。一八二五年三月、マンチェスター商業会議所(以下、会議所と略記)は、各都市に発送した『回状 circular letter』において、「商業上の覇権をめぐる外国との競争」において機械による相対的優位は是非とも維持されねばならないことを強調し、しかもかかる優位は穀物法が労働コスト、製品コストを高めているという不利な立場を相殺するものであるという理由からも維持されねばならないと主張した<sup>(4)</sup>。更に、一八二六年十一月の会議所の決議は、この段階での彼らの立場を、そしてビジネスマンの自由貿易思想の本質を端的に示すものであつた。その決議は、穀物法を当該期の経済不況の深刻化、長期化

の原因と断定し、更に、穀物法は、第一に農産物価格に大幅な変動をもたらし、耕作者に大損失を与え、第二に労賃コストを上昇させるとともに、貿易相手国の購買力を減じその工業化を早めさせつあることから商工業にも損失を与えているとの理由をもつて、穀物法を攻撃している。ところが、決議は、その後半部分において、「我々は最大限に自由貿易の原理を認める」がしかし、にもかかわらず機械の自由輸出は外国に製品の廉売を可能にすることになるので反対するとも言うのである<sup>(5)</sup>。

この前半部分のみに注目し、それをもつてレッドフォード A. Redford は「現行穀物法への製造業者の反対についての全面的開陳」であるとし、吉岡氏は「地主と産業資本の対立、不況克服策ならびに国際競争力強化策としての穀物法改正が商業会議所によって認識され、リカードの理論と政策が綿業資本家の実践のうちに着目して「た」ものであると主張している。これは前半部分のみの評価としては一応は認しうるとしても、我々としては、当該決議の前・後半两部分の持つ意味内容を総合的に考えた上で、更に評価を下さねばならない。後々にまで続く彼ら綿工業資本家の禁輸法への未練がましい態度を考えるならば、ここに示された矛盾は、結論的に言へば、彼らの自由貿易に対する理論的認識がなお徹底していなかったことを示すものとは考えられず、むしろ理論的一貫性よりも常に自らの経済的利害の貫徹を最優先するという彼らの基本的立場を露呈したものとみるべきであらう。であるが故に、このような自由貿易と保護政策との御都合主義的併用に彼ら自らは何らの矛盾をも感じ

なかつたものと考えられる。ここにビジネスマンの自由貿易思想の本質があると言えよう。とするならば、「リカードの理論と政策」の「定着」に疑問が生じるのであるが、この問題は行論の中でいずれ明らかにされよう。

さて、この決議は会議所のものであつたが、この時までにはマンチェスター内の産業資本家間の対立はもはや明白であつた。マンチェスターの機械メーカーも、ロンドンの機械メーカーのように機械の自由輸出を要求するに至つていたのである。彼らは、この年の五月に、すでに禁輸法は「自由貿易の原理と矛盾する」とする内容の請願を議会で提出していたが、更には十二月六日にも禁輸法の撤廃を求める請願を提出した。それを基に禁輸法撤廃動議が提案され、議会で論争が起つた。以下簡単にこの日の議論を紹介しよう。請願提出者ヒューム J. Hume によれば、請願者らの目的は現在彼ら機械メーカーが直面している困難を打開するために、彼らの方に輸出を禁止し、最上の利益をもたらす市場から彼らを排除している現行法の撤廃を求めらるることであつた<sup>(6)</sup>。このヒュームに賛成したのはパーネル Sir H. Parnell とウォーバートン H. Warborton のみであつた。パーネルは、どの種類の機械を輸出しても、どの業界も損失を被ることはなく、「機械の使用は外国をして彼らの富を増大することを可能ならしめ、結局はその増大分が相応の利益を我々が得ることになる」と主張し、更に機械メーカーが、輸出を許されて他の業界の犠牲にされるべきではないと強調した<sup>(7)</sup>。ウォーバートンは「最初に穀物の自由貿易を請願したマンチェスターの人

々」が機械の輸出に反対していることに驚きを表明している。しかし、他の発言者はすべてヒュームの提案に反対であった。ハスキソン W. Huskisson は、禁輸法の何らかの改革が必要であることを認めながらも、現下の不況の中でそれを実行することは得策ではないとしている。<sup>(18)</sup> リトルトン E. Littleton は「大工業州」(スタッフ・オードシャー)の代表として「無差別的輸出に反対する健全かつ実際の議論を含むマンチェスター商業会議所からの請願書」を提出した。<sup>(19)</sup> トレンズ Colonel Torrens は「自由貿易の原理はもう一つの原理——つまり、各国が享受している独占的優位の利益を自国のみに専有しておくという政策——により常に限定されねばならない」とし、従って安価で優秀な工業製品を生産しうる我々の秀れた機械を外国に渡すわけにはいかないと主張した。<sup>(20)</sup> そして、ピール Sir R. Peel にしても、かかるトレンズの主張に賛意を表明したことは十分注目するに価するものと言えよう。かくて、結局この動議は棚上げとなったのである。

要するに、マンチェスター綿業資本家の明らかに矛盾した立場が、国政上のレベルにおいて明確に認識されておりながらも、そのまま承認されたわけだが、注目すべきは、機械輸出賛成論者と反対論者が、ともにイギリスの産業的優位を維持する必要性については共通した認識に立っており、両者の相違はただその維持の方法をめぐってのみであった点である。賛成論者は、ヒュームの言う如く、イギリスは鉱物資源、資本等での優位が大きいため、機械を自由貿易にしても「外国が製造業で我々と競争できるようになるという恐

の自由輸出を求める」請願書を下院に取付き、現行法の機能を調査する特別委員会の設立を求めて動議を提出した。その動議は一人の反対があっただけで可決された。<sup>(25)</sup> しかも、唯一の反対者、アシネットン (ランカンシャー) 選出のヒンドレイ C. Hindley も、「今、自由・無制限の機械輸出が認められるならば、外国にいくつかの重要な工業部門の鍵を与えることになる」ことを恐れ当動議に反対したが、彼自らも自由貿易の支持者であり穀物法の撤廃を前提として、すべての規制を除去することに反対しないと述べていた。<sup>(26)</sup> ここに至り、綿工業利害の代弁者も、綿工業の矛盾した立場を全面的には擁護しえず、穀物法撤廃を条件に、禁輸法撤廃に同意せざるを得なくなっていたのである。

フィリップスを委員長とする「現行法の機械輸出に及ぼす作用を調査するために任命された特別委員会」が発足したが、会議所は組織としては代表を送らず、この問題への無関心を示した。この問題は、綿業資本家および機械メーカーとの両者に深く関るものであるため、会議所としてはそれぞれにその行動を任しておくのが賢明と判断したわけである。<sup>(27)</sup> 委員会における証言では、綿業資本家間に意見の分裂がみられたが、機械輸出に反対する人々も穀物法が撤廃されることを条件として機械の自由輸出を認める用意があるとの見解を表明した。<sup>(28)</sup> 他方、機械メーカーは、もちろん全員一致で自由輸出を要求した。例えば、ウィザーズ G. Withers は「現行の政策を変えねばならない理由を次のように述べている。「外国の機械製造業は急速に完成に向い前進している。彼らは、我々にそう後れを

れは全くない」と考え、<sup>(22)</sup> 反対論者は、トレンズのるように、完全な自由貿易ではイギリスの優位を維持しえないのではないかと恐れたにすぎなかったのである。

会議所は上述のような矛盾した立場の上で開き直り、機械輸出反対活動を強化した。一八二七年三月の会議所の請願書は、綿工業の国民経済に占める重要性(一八二五—二六年の全輸出額、四、七〇〇—四、八〇〇万ポンド中、二、九〇〇—三、〇〇〇万ポンド)と、機械輸出によるその貿易へのダメージの恐れを指摘し、「現在ほとんど存在しているとは言えないような、またかかる貿易総額にまで達することは決してありえないような貿易を新たに開始もしくは育成するために、かかる広大な広がり、巨大な重要性をもつ貿易を失う、あるいは制限するほんのわずかな可能性でさえ引起すことの全くの不得策」を強調した。<sup>(23)</sup>

しかし、マンチェスター綿業資本家の機械輸出反対論に新たな展開はもはや見られず、また、反対運動もこれ以後選挙法改正をめぐる政治危機により小休止を余儀なくされた。そして、一八三三年以後、反対運動が再開されたものの、会議所はその運動に統一的行動をとることが不可能となり、やがてこの問題に次第に関心を示さなくなった。<sup>(24)</sup> 結局、機械輸出問題は次に述べる如く機械工業の急速な発展と自由貿易運動の高揚を背景に四〇年代前半に決着をみることとなったのである。

一八四一年二月、マンチェスター選出議員フィリップス M. Phillips がマンチェスターとサルフォードの機械メーカーからの「機械取っているわけではないので、我々が何らかの対策を打出さなければ我々を追い抜いてしまうのではないかと、私は恐れています。…首位の座を維持せんとすれば、我々は外国での機械製造業の前進を停止させるためにあらゆる手段を講じなければならないのです」、<sup>(29)</sup> と。もちろん、その対策が機械の自由輸出だと言っているのである。では、その結果はどうか。ウィザーズは言う、「我々は、いずれ「外国からの」大量の需要を獲得するであろうが、直ちにというわけではありません。まず、スペイン、イタリア、ロシア、ドイツの一部から需要を得るでありましょう。その後、ベルギー、フランスの機械製造業を停止させるのに大いに成功し、我々が彼らに機械を供給するようになることを期待しております」と。<sup>(30)</sup> しかし、彼が自由貿易を唱えたのは、機械輸出の禁止が却って外国を我々よりも「優秀な機械メーカー」にし、むしろイギリスの自由貿易化がそうなるのを阻止しうるからにすぎず、彼が、「我々の機械を門外不出にすることとで外国工業の前進を遅らせられるのなら、私がそうするように主張するまず最初の人物」となると証言している点に注目すべきである。つまり、機械工業の自由貿易思想に関しても綿工業の場合と同様なことが言えるのである。

その委員会は機械輸出解禁を勧告するリポートを作成したが、ウィッグ政府の崩壊により、禁輸法撤廃は、ほぼ機械メーカーのそれと軌を一にする論拠をもって、トーリーの手で一八四三年に後ればせながら実現されることになった。<sup>(31)</sup>

- 註(1) 機械輸出問題とイギリス産業資本の確立との関連については、吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』一九六八年、二九五—三一九頁、参照。
- (2) A. E. Musson ("The Manchester School and Exportation of Machinery", *Business History*, XIV, 1972) は、かかる事実の重要性を強調している。
- (3) *Reports from the Select Committee on Artizans and Machinery*, V, 1824, B. P. P. pp. 5-10. (Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Industrial Relations I, 1972) 以下本史料は、特に断りのないかぎり、ヤングのシリーズによる。以後明記しない。J. Martineau の証言など参照。
- (4) T. C. Herves の証言など参照。 *Ibid.*, p. 345.
- (5) *Ibid.*, p. 303.
- (6) T. C. Herves (機械メーカー) 'P. Eward, T. Ashton, J. Bremer (以上綿業資本家) などの証言参照。 *Ibid.*, pp. 250-259, 299-308, 340-350.
- なお、吉岡氏(前掲書、四六頁)は、綿業資本家を七経営類型に分けておられる。少くとも、紡績專業資本家と織布專業資本家とは、その自由貿易思想が異なることはありうるであらうが、本稿ではとりあえず綿業資本家全体としての自由貿易思想を考察する。
- (7) *Hansard's Parliamentary Debates* (以下 *Hansard*), *New*

- (28) *Ibid.*, pp. 44-48.
- (29) *Report from the Select Committee on the Exportation of Tools and Machinery*, VII, 1841, B. P. P., Evidence by G. Withers, QQ, 992, 93 (S. Pollard & C. Holmes, ed., *Documents of European Economic History*, Vol. I, pp. 295-96)
- (30) Evidence by G. Withers, Q, 995 (*Ibid.*, p. 286)
- (31) Cf. *Hansard*, 3rd Series, LXXI, 493-505; Musson, *op. cit.*, p. 49.

## 二、ロンドン自由貿易論の展開とビジネスマンの自由貿易思想

(一) コブデンの登場とマンチェスター商業会議所の急進化  
 前章で、我々は徹頭徹尾経済的利害を最優先させるといふビジネスマンの立場から、その内部の利害対立を経て、自由貿易が当該期における彼らの最適の政策として認識されてくる過程を見てきた。次にそのような彼らの自由貿易思想に対するコブデン自由貿易論の理論的・イデオロギー的影響について検討しなければならぬのだが、それに先立ち、コブデンの三〇年代における自由貿易論とコブデンを仕掛人とする会議所の急進化について見ておかねばならない。

三〇年代のコブデン自由貿易論は、三五年に出版されたパンフレット、『イングリランド、アイルランド、アメリカ』に見ることができ

イギリス自由貿易思想の展開 一八二〇——一八四六年(東田)

- Series*, I, 478.
- (8) Musson, *op. cit.*, p. 30.
- (9) A. Redford, *Manchester Merchants and Foreign Trade*, 1794—1858, Manchester, reprint 1973, p. 136.
- (10) Musson, *op. cit.*, p. 34.
- (11) Redford, *op. cit.*, p. 136.
- (12) 半岡、前掲書、一三〇頁。
- (13) *Hansard*, N. S. XV, 908-10.
- (14) *Hansard*, N. S. XVI, 191-92.
- (15) 機械禁輸というのみならずこの機械の輸出を禁止したのでなく、特に問題となったのは織維用機械であった。
- (16) *Hansard*, N. S. XVI, 285.
- (17) *Ibid.*, 297.
- (18) *Ibid.*, 293.
- (19) *Ibid.*, 293-94.
- (20) *Ibid.*, 294-95.
- (21) *Ibid.*, 297-98.
- (22) *Ibid.*, 292.
- (23) Musson, *op. cit.*, p. 37.
- (24) *Ibid.*, pp. 39-40.
- (25) *Hansard*, 3rd Series, LVI, 670-92.
- (26) *Ibid.*, 690-91.
- (27) Musson, *op. cit.*, p. 45.

る。この中には、自由貿易は世界平和の不可欠の基礎であるという平和主義、あるいは反植民地主義等のコブデンに相応しい思想とともに、次のような通説には見当たらないという意味で非コブデン的思想も含まれていた。一八一五年穀物法が制定されていなければ、「おそらくアメリカ、ドイツには工場制度は樹立されなかったであろう」が、現実には「ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、實際上ほとんどすべての大陸の国家は……彼らの市場から我々の織物製品を排除し、我々自身の制限的法規から借用した誤った政策で彼らの国富に多大の犠牲を強いて自ら工業国になろうとしている」。そして、イギリスでは他の諸国家よりも食料価格が五〇—一五〇%高いので外国との競争が不利である。しかし、「現行穀物法を撤廃し、最大の歳入をもたらすような定額関税のみを課すことにすれば、我々の工業には大きな益が与えられ、他方世界中での食料価格の上昇で我々のライバルは大きなショックを経験するであろう。その時、イングリランド、ウェールズ、スコットランドの石炭、鉄地域には急速な富と人口の増大が生じるにちがいない」のであり、その意味で、穀物法撤廃は「国家の絶対的必要の問題」なのである。

このパンフレットには一八一五年穀物法がイギリスの工業独占の野望を打砕いたという嘆きと、他方で穀物法を撤廃して安価な海外の穀物を輸入するならば労賃コストは下り、国際競争力が強化され、イギリスの産業的優位がなお維持しうるかもしれないという熱い期待が述べられている。ここに見られる元来イギリスのみが工業国に相応しいのだという発想とイギリスの産業的優位維持のためのリカ

ード的議論に注目すべきである。少くとも、ここでの彼の目的は平和主義などではなく、イギリスの産業的優位の維持という経済目的にあった。

さて、かかる自由貿易論をもってコブデンが反穀物法運動に乗出し、徹底的に穀物法撤廃に攻撃目標を絞って運動を展開することにより、三〇年代以降自由貿易運動を反穀物法運動として高揚せしめ、そこにすべての産業的利害を結集させていった。かかる潮流の中で、「マンチェスター商業会議所を穀物法撤廃のアジテーションのために利用する」という意図をもってコブデンらの活躍により、会議所も急進化していくのだが、その舞台となったのは、一八三八年十二月に開催された会議所の特別総会であった。以下、その経緯を見ていこう。この時までの会議所内の穀物法に対する見解は、モデルイトな定額関税への改革、スライディング・スケールの修正、および即時・完全撤廃と三様に分れていたが、ここで即時・完全撤廃を志向する見解が強く打出されることになる。事態は、十三日に会議所会頭ウッド、G. W. Wood の提出した請願書草稿をめぐって急展開した。草稿には、穀物法の撤廃・改正等についての明確な要求がみられず、具体策については政府に任ずというきわめて穏健な内容のものであったので、即時・完全撤廃の方向で会議所内の見解を統一せんとしていたコブデンらが激しくこの草稿に対して批判を浴びせた。<sup>7)</sup>そして、結局、以下に示すコブデンらが起草した請願書が二〇日の総会ではほぼ全員一致で承認されたのである。同請願書は、まずイギリス綿工業の国民経済に占る圧倒的重要性を強調し、他方

し、自由貿易運動の拠点としてのマンチェスターの地位を確固たるものにした出来事として評価することができよう。

#### ⇒ 一八四〇年代の自由貿易思想

前述の如き三〇年代における事態の推移は、自由貿易思想の展開としては、「リカードの理論と政策」の枠内のものであったと言える。しかし、その枠内に止る限り自由貿易運動の進展は困難であった。かくて、四〇年代に至るや、イギリス自由貿易思想は急展開する。具体的には、「定着」したはずの「リカードの理論と政策」がイギリスの自由貿易思想の中から排除されてゆくのである。

そのイニシヤチブを取ったのはやはりコブデンであった。ということは、コブデン自由貿易論が三〇年代のそれから変化したということである。では、どう変化したのか。まず第一に、通説が平和主義をコブデンの主目的と看做すほどに平和主義等の「道徳」的側面が強調される。例えば、北野氏は、コブデン自由貿易論の特筆すべき「特異性」として「彼は自由貿易を以って単なる経済問題と考える以上に、一層高遠なる道徳問題と心得ていた」点を挙げ、「結局、コブデンは他の『同盟』の人達とはその傾向を甚しく異にしていたものと思われる。世界を自由貿易の恩沢によって統一化し、そこに戦争の存在せざる平和時代を現出せんと希っていたのである」と結論している。また、グランブが、コブデンの主目的は世界平和の達成にあると考えていたことはすでに述べた通りである。第二に、理論的には、リカード的議論が欠落する。この点には二つの側面がある。その一つは、リカード的賃銀論の否定である。コブデンは、一

で今日大陸で工業化が急速に進み、大陸への輸出貿易が減少するという国内綿工業の繁栄を脅す事態が生じていると警告した上で、「これらの憂うべき事態は、我々の愚かで正義に反する立法により引起された」と穀物法を非難する。穀物法は「イギリス製造業者がその製品を外国穀物と交換することを妨害することによって、我々のライバルが我国市場での半額で食料を買うことを可能にしているであります。我々請願者は、これは事態の始りにすぎないと確信していることを宣言するものであります。穀物等の食料輸入へのすべての保護関税の時を得た撤廃により対処しなければ、我々の工業を遂にはライバル国に追いやってしまいうちがいないのであります」。結論部分で請願書は、穀物法撤廃とともに、「自由貿易という真理と平和の原理を、農・工いづれに関するものにしる全面的に遂行すること」を要求した。<sup>8)</sup>

ここに示された自由貿易思想は、穀物法が諸外国工業の発展の原因であり、従ってその撤廃によりイギリスの産業的優位を維持しなければならぬというアイデアを含み、かつその維持は既述のリカード的議論に拠っている点で、ほぼ一八三五年のコブデンの自由貿易論に合致するものであったと言えよう。かくて、会議所は、コブデンの活躍により、二六年の「リカードの理論と政策の定着」を現実の穀物法撤廃にリンクさせたのである。また、農・工いづれの分野においても自由貿易を全面的に遂行することを求めた点も、機械輸出問題が最終的に決着がつかないなかつた段階において、三七年十二月の請願書に続いて實際上機械輸出解禁へと進んだことを意味

八四一年八月二五日の下院での最初のスピーチの中でその議論ははっきりと否定した。その日スタンレー卿 Lord Stanley がコブデンらは賃銀カットによる国際競争力強化を目的として穀物法撤廃を要求しているとは非難したのに対し、彼は、「私が知っていることは、穀物法撤廃は貿易の増大と、我々の製品をすべての他の国々の穀物と交換する権利の主張——その交換により我々の貿易の範囲を大いに広げるであろう——とを意味することだけである。このことは労働への需要を増大せずにはおかないし、そうならば賃銀率は上らざるを得ないであろう。……賃銀率は食料価格の変化とは無関係である。それは全く労働への需要に依存するのである」と反論した。<sup>9)</sup>彼は、それまでの当該問題に関するオーソドックスな見解のように、撤廃の最大の利点を賃銀カットをテコとする国際競争力強化に求めるのではなく、市場拡大—貿易量増大に見出しているのである。第二の側面は「利害調和論」とでも呼ぶべき議論の登場である。それは、自由貿易の下での階級利害の本質的調和、つまり自由貿易はすべての階級にとり、とりわけ農業利害にさへ有益であることを強調する。より具体的には、自由貿易採用による市場拡大が商工業者には高利潤を、労働者には高賃銀を可能にし、労働者はより多くの食料を求めることになるので穀物が騰貴する。そこで、農業利害も恩恵を受けると言うのである。以上要するに、四〇年代のコブデン自由貿易論の特徴は、自由貿易による市場拡大を基盤とする「利害調和論」と、より一層のヴォリュームをもって叫ばれた平和主義にあったと言える。

では、以上のようなコブデンの新たな自由貿易論が、ビジネスマンの自由貿易思想にどう反映していたのか。端的に言って、一八三八年においては穀物法撤廃の最大の利点を賃銀カットを可能にすることでであると看做していたビジネスマンも、四〇年代以降市場拡大—貿易量増大をその最大の利点と看做すようになり、賃銀カットのアイデアは次第に注目されなくなるのである。<sup>17</sup>三八年に会議所会頭に就任したスミス J. B. Smith は、すでに四〇年の「輸入関税調査特別委員会」において次のように証言している。食料価格と賃銀の関係について「賃銀率は食料の価格とともに上昇するのではなく、むしろ逆の関係にある。賃銀は常に食料価格の上昇とともに下落」し、「賃銀率は労働への需要により決定される」と答え、関税撤廃の目的が賃銀カットにあるのか、貿易の拡大にあるのか、との委員の問に対しては、「貿易の拡大である。食料価格は全く賃銀率には関係しないからである」と答えた。更に、「彼ら〔マンチェスターの製造業者〕は賃銀率の低下には全く関心を持っていないのですか。——全く持っておりません」、「彼らの関心は資本への充用を見出すことですか。——その通りです」、「できるだけ貿易を拡大することですか。——その通りです」といった具合に委員とスミスとの問答は続いた。<sup>18</sup>スミスの証言全体の基調も、穀物法が見返り貿易品の輸入を阻止しているため貿易の拡大を妨げているという点に置かれており、彼はひたすら外国貿易拡大策としての穀物法撤廃を求めている。彼にとつて、撤廃の最大の利点は、彼の主張の理論的整合性が奈辺にあれ、イギリスの市場拡大—貿易量増大にあり、賃銀カット

にあったわけではなかった。この証言では明らかに、リカード的議論が意図的に否定されていたのである。<sup>19</sup>更に「利害調和論」と平和主義については、綿業資本家グレッグ W. R. Greg の次に紹介する『ウェストミンスター評論』に掲載された論文をもって確認しうる。彼は、すでに一八四二年の「穀物法論争」なる論文でリカード賃銀論を否定し、ビジネスマンは賃銀カットのために穀物法撤廃を要求しているとの非難に反駁していたが、<sup>20</sup>四六年の「穀物法撤廃——その結果についての予想」なる論文では次のような自由貿易ユートピアの世界を描いている。保護関税の撤廃により国内外の市場が拡大し、「我国の全人民は、十分な雇用、潤沢な賃銀、りっぱな衣服、豊富な食料を得ることになろう」、また「自由貿易は、外国との関係についても、国内に対してと同じくバラ色の影響を与えるであろう。……平和が恒久化するのである」と。<sup>21</sup>

では、このようにコブデン、ビジネスマンの自由貿易論・思想から「リカードの理論と政策」が排除されたことがどのような意味を持ったのか。次に紹介するグラッドストーン W. E. Gladstone の『自伝的断片 autobiographic fragment』はその意味を明瞭に物語っている。「ヴィラーズ Villiers 氏の「一八三三年の下院での穀物法に関する」議論の本質的不健全さにショックを受けたことを思い出す。それは——現行穀物法の下では我々が依存している貿易は致命的である。——というのは大陸のライバルが自然価格や自由貿易価格の食料により賃銀を支払うのに、我国の製造業者が保護貿易価格の食料により規制された賃銀を支払わねばならないとすれば、彼らは大

陸のライバルとは競争しえないからである——という主旨のものであった。これに対しては、『我々は十分なあなたがたを理解しておりません。あなたがたの目的は労働者の賃銀をカットすることです』という返答しかなかった。「自由貿易の」議論を本当に基礎づけたのはコブデンであった。我々の自由貿易システムの父として彼と比べられるような人物はいないのである。<sup>22</sup>つまり、「リカードの理論と政策」を捨て去ることによって初めて、彼らの自由貿易思想が社会的に受容されるものとなったのである。

しかし、何故に、四〇年代においてコブデン自由貿易論の展開がみられたのか。「リカードの理論と政策」の欠落についてはそれなりの理論的根拠があった。そもそも、「利害調和論」は、コブデンが先鞭をつけたものではなく、一八三九年に出版されたウィルソン James Wilson のパンフレットで展開されたアイデアを彼がいちちはやく取入れたものであった。また、コブデンは自らの理論の正当化に政治経済学 political economy の権威を借用していたけれども、当時の政治経済学の世界においてリカードの基本的諸概念は彼の死後急速に衰えてしまっており、コブデンがリカード的議論を否定しても彼の理論的立場を損うことはなかったのである。<sup>23</sup>しかしながら、こうした理由は第二義的なものでしかない。より本来的な理由は、彼の運動論——戦略に求めねばなるまい。一八三五年のパンフレットにおいて彼はイギリスの産業的優位を維持するには自由貿易が絶対的に必要であることを看破し、その後その自由貿易の実現に向けてひたすら邁進したが、その過程で彼は幾多の抵抗に遭遇し、

自由貿易論をよりナショナルかつ道徳的なものとすることに意を用いねばならなくなったのである。<sup>24</sup>そこで、労働者、保護貿易論者からの攻撃の最大のターゲット、「反穀物法同盟のアキレス腱」となったリカード賃銀論を否定し、特に農業利害に狙を定めた「利害調和論」を展開することによってリカード的議論を放棄したのであり、他方「あまりにも物質的利益を図りすぎる」との非難を避けるために、「物質的利益はこの原理〔自由貿易〕の成功から得られる最少の利益」であることを強調し、自由貿易の勝利は世界の人々を「永遠に平和の絆」で結合させるという「世界史上最大の革命」を告知すると高らかに宣言したのである。<sup>25</sup>要するに、コブデン自由貿易論の展開は、自由貿易をこの時代のいわばプラス・シンボルにまで高めるといふイデオロギー的作用を担うものだったのである。

とするならば、コブデン、ビジネスマンの自由貿易思想の中心的課題はやはりイギリスの産業的優位の維持にあったと言えそうである。実際、そうであった。コブデンの場合、四〇年代においても、自由貿易こそがイギリスの産業的優位を維持する手段であるとの認識は否定されておらず、彼の議論の中で想定されている国際分業の構造は、やはり工業国たるイギリスと穀物等の第一次産品の生産国との間のものであり、自由貿易はかかる構造を恒久化するものと観念されていたし、イギリス以外の国の工業化は概して不自然なものと考えられていたのである。<sup>26</sup>要するに、自由貿易による市場拡大はイギリスの産業的優位の維持、農工の国際分業の恒久化と同義であった。世界平和も、かかる基盤の上でのみ達成されるものであつ

たのである。

ビジネスマンの場合も、自由貿易による市場拡大—貿易量増大は、イギリスの産業的優位の維持、農工の国際分業の恒久化を意味していた。この点はコブデンなどより率直に述べられている。再びスミスの証言を見よう。彼によれば、大陸諸国の工業化は穀物法のせいであって、現行体制が続けば大陸の工業化は一層進み、我々の大陸諸国への工業製品の輸出は更に減少するであろう。ところが、工業に関しては大陸諸国に対し我国の優位は絶対的である。従って、「もし彼らが彼らの本来の生産物 *natural productions* の生産において人口を雇用できれば、彼らは工業生産には全く関心を持たないであろう。我々が工業製品と交換に彼らの生産物を輸入すれば、彼らはそうできるのである」<sup>(31)</sup>。また、先に見たケレンズの自由貿易ユニットピアの世界も、やはりイギリスの産業的優位の維持を前提とする世界である。彼は言う、保護貿易政策の撤廃は、「これらの国々」[ドイツ、ブラジル、アメリカ—これらの国々は我々の保護貿易政策により見返り貿易品を拒否され、我国との貿易を大いに妨害されてきた]の支払いと送金の手段を大いに増大させるであろう。……ロシアとアメリカに対しては、それだけではなく、競争者を雇客に変えるべく強力に作用するであろう<sup>(32)</sup>と。

註(一) *The Political Writings of Richard Cobden*, Vol. I, 1903 (Garland Library of War and Peace, New York, 1973) pp. 107, 109, 112-113, 116-117.

- (12) Gramp, *op. cit.*, p. 100.
- (13) J. E. Thorold Rogers (ed.), *Speeches on Questions of Public Policy by Richard Cobden*, (2nd ed.) *Speeches by Cobden* New York, reprint 1970, pp. 2-4; cf. Blaug, *op. cit.*, p. 206.
- (14) Cf. Semmel, *op. cit.*, p. 164; Blaug, *op. cit.*, p. 206.
- (15) Cf. Blaug, *op. cit.*, p. 204; S. Gordon, "The London Economist and the High Tide of Laissez Faire", *The Journal of Political Economy*, LXIII, 1955, pp. 464-66, 486.
- (16) Cf. *Speeches by Cobden*, pp. 49-57 (19 Oct. 1843), 69-88 (12 Mar. 1844), 133-46 (13 Mar. 1845)
- (17) Gramp, *op. cit.*, pp. 108-110.
- (18) *Report from the Select Committee on Import Duties* (2nd Report on I. D.), V, 1840, B. P. P. pp. 166-69 (Q. 2123, 2171-74)
- (19) 吉岡氏は「一八四一年以後「マンチエスター商業会議所主流派および反穀物法同盟の意見はラディカリズム(ユートム・コンテン、ウイラムなど)によって議会に反映される」とし、その見解は「外国貿易拡大策としての穀物法撤廃」「イギリス工業の国際競争力強化策としての穀物法撤廃」「恐慌対策としての穀物法撤廃」などに要約されるとされ、これら三点についてはスミスの証言を見れば会議所の意

イギリス自由貿易思想の展開 一八二〇——一八四六年(東田)

- (2) 中村、前掲論文、五〇頁、参照。
- (3) Cf. L. Brown, "The Chartists and the Anti-Corn Law League", *Chartist Studies*, ed., A. Briggs, London, 1959, p. 346.
- (4) Redford, *op. cit.*, p. 151.
- (5) F. W. Hirst (ed.), *Free Trade and Other Fundamental Doctrines of the Manchester School*, London, 1903, p. 139. (Cobden to H. Ashworth, 1847)
- (6) Redford, *op. cit.*, pp. 154-5.
- (7) Cf. *Ibid.*; Gramp, *op. cit.*, pp. 52-56.
- (8) この請願書は F. W. Hirst, *op. cit.*, pp. 139-42 に全文収録されている。
- (9) この三八年の特別総会での論争で、ビジネスマンは賃銀カットが穀物法撤廃の最大の利点であると考えており、コンデーンも外国工業の競争力は食料の低価格による低賃銀に依存すると考えていた。Gramp, *op. cit.*, p. 56.
- (10) 同請願書は「自由貿易の原理が「農・工」それぞれにおいて十分に確立される」ことを要請していた。Redford, *op. cit.*, p. 154. 但し「こうした要請が禁輸法撤廃に向けてのものであったなどと言うのでは全く不十分である。あくまでも農業保護撤廃に向けてのものであったが、実質的に「禁輸法撤廃を意味する」となることを言及すべきなり。
- (11) 北野大吉、前掲書、四五三—六四頁。

見をほぼ忠実に反映していることがわかると述べておられる(吉岡、前掲書、一三三—一三五頁)。問題は第二点である。これは言うまでもなく、穀物法撤廃→生計費低減→賃銀カット→国際競争力強化というカードの議論に基づく要求である。しかし、少くとも四〇年代のコンデンは、更にスミスもかかる議論を否定した。両者が強調したのは、むしろ第一の点であった。理論的整合性の見地からは、例えばスミスは穀物法が食料価格を高騰させていることを攻撃しており、食料費が賃銀を決定する重要要素と考えれば、先ほどのリカード的議論は成立しなくてはならず、むしろこう考える方が論理的と言えるかもしれない。しかし、我々の問題設定からは、その主張の理論的整合性よりも、市場拡大—貿易量増大が、その理論的筋道を必ずしも明確にしなかつたことと呼ばれたという事実を重視したのである。

- (8) *Westminster Review*, XXXVIII, No. II, 1842, pp. 349-50.
- (21) *Westminster Review*, XI, VI, No. 1, 1847, pp. 126-7, 131.
- (22) J. Morley, *The Life of William Ewart Gladstone*, Vol. I, London, 1904, p. 249. 更に「ホールがコンテンの議会でのスピーチに感動したと云う事実(D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws*, London, 1930, pp. 264-66)」ホールの首相辞任のスピーチにおいて穀物法撤廃の成功についてコンデンを「純粹かつ公正な動機」で行動した重要な功勞



- 者として称賛したことを付記して置く(*The Speeches of Sir Robert Peel*, Vol. IV, London, 1883, p. 716)。
- (23) J. Wilson, *Influences of the Corn Laws*, 1839; cf. *Blaug, op. cit.*, p. 204; S. Gordon, *op. cit.*, p. 486.
- (24) *Blaug, op. cit.*, p. 233; R. L. Meek, "The Decline of Ricardian Economics in England", *Economica*, 1959 (二一)ク『イギリス古典経済学』吉田洋一訳 一九七六年、三〇—一四四頁)。
- (25) 確かに「はじめで」の註(一)を見たように、マンチェスター学派の撤廃キャンペーンは、当時の経済学でも、その理論でも直接関係はなかったと言える。しかし、にもかかわらず、コブデンらの主張も政治経済学 *political economy* の名において正当化されたのである。例えば、コブデンは、穀物法撤廃が決定された一八四六年の議会で政治経済学を「精密科学 *exact sciences*」と言ふ換へ、保護貿易論者が撤廃に同意しないのは、彼らがこの科学を理解する能力を欠如しているからだ<sup>2)</sup>と主張してゐた。*The Battle for Native Industry. The Debate upon the Corn Laws, in Session 1846*. Printed by permission from "Hansard's Parliamentary Debates", in two volumes (2) *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. I, p. 590 (27 Feb. 1846) \*た<sup>3)</sup> Bishop of Oxford など政治経済学の名により撤廃を正当化してゐり (*Ibid.*, Vol. II, p. 657, 12 Jun. 1846) この意味で、その内容はともか
- (26) コブデンは反穀物法同盟のあるロビンソンに語った、「マンチェスターは穀物法の撤廃に成功しないであらう。しかし、それを国民的問題 *national question* にできやうすれば、我々は成功できるであらう。それ故に、これが製造業者、あるいは綿紡績業者の問題にすぎないと思わせてはならぬのだす」<sup>4)</sup>。Grampp, *op. cit.*, p. 111.
- (27) *Blaug, op. cit.*, p. 209.
- (28) コブデンは一八四二年九月、反穀物法同盟の集会で、同盟と労働者との対立は「明らかに賃銀についての論争に起因する」とのスピーチを行い、同盟に賃銀を説明するパンフレットを作成し、それによるキャンペーンを展開するよう指示した。L. Brown, *op. cit.*, p. 367.
- (29) *Speeches by Cobden*, p. 187 (15 Jan. 1846)
- (30) この点で興味深いのは彼の一八四〇年十月二十二日付のドイツ関税同盟 Zollverein についてのドイツからの報告である。彼によれば、同盟に加盟してゐる国々は、ザクセンを除きほとんどが農業国(例えば、プロシヤでは農業人口と製造業従事者との人口比は五対一である)であり、現行の工業製品への高率保護関税はザクセン一国を益するのみである。従つて、イギリスが穀物法を撤廃し、ドイツから穀物を輸入するならばドイツの保護関税は削減され、イギリスの工業製品を

より大量に輸出しうる。これはドイツにとり利益になることなので、穀物法を撤廃さえすれば必ずや実現すると言う。かかる論議は、明らかにドイツは工業国ではなく穀物輸出国たることが本来の姿だと言う仮定の上でしか成立しないものである。このような一方的な仮定に強く反発したのがF. リンストであったことは周知の通りである。R. Cobden, *The Prussian Zollverein in 1840* (F. W. Hirst, *op. cit.*, pp. 447-452)

コブデンの自由貿易論の中に、以上のような認識が必ずしもはつきりと表明されていないのは、このような認識が、当該期にはきわめてポピュラーなものであり、「平和主義者」コブデンがあえて強調することはなかったためだと言えよう。

- (18) *Report on I. D.*, pp. 160, 163, 165, (Q. 2034, 2036, 2072, 2102)

- (23) *Westminster Review*, Vol. XLVI, No. 1, 1847, p. 127.

### 三、政策主体—地主階級の自由貿易思想

結論を先取りして言えば、当該期の政策主体にとつての課題は、伝統的政治体制と共存しうる自由貿易思想を提示することであつたが、それは遂に穀物法撤廃を断行したピール派 *Peelites* の「工業立国下地主支配」なるヴィジョンにより提供された<sup>5)</sup>。首相ピールが穀物法撤廃を決意した時、彼は全面的な自由貿易体制(農業部門を例

イギリス自由貿易思想の展開 一八二〇——一八四六年(東田)

くとして、撤廃が「政治経済学」の勝利であつたことは確かである。

- (26) コブデンは反穀物法同盟のあるロビンソンに語った、「マンチェスターは穀物法の撤廃に成功しないであらう。しかし、それを国民的問題 *national question* にできやうすれば、我々は成功できるであらう。それ故に、これが製造業者、あるいは綿紡績業者の問題にすぎないと思わせてはならぬのだす」<sup>4)</sup>。Grampp, *op. cit.*, p. 111.

- (27) *Blaug, op. cit.*, p. 209.

- (28) コブデンは一八四二年九月、反穀物法同盟の集会で、同盟と労働者との対立は「明らかに賃銀についての論争に起因する」とのスピーチを行い、同盟に賃銀を説明するパンフレットを作成し、それによるキャンペーンを展開するよう指示した。L. Brown, *op. cit.*, p. 367.

- (29) *Speeches by Cobden*, p. 187 (15 Jan. 1846)

- (30) この点で興味深いのは彼の一八四〇年十月二十二日付のドイツ関税同盟 Zollverein についてのドイツからの報告である。彼によれば、同盟に加盟してゐる国々は、ザクセンを除きほとんどが農業国(例えば、プロシヤでは農業人口と製造業従事者との人口比は五対一である)であり、現行の工業製品への高率保護関税はザクセン一国を益するのみである。従つて、イギリスが穀物法を撤廃し、ドイツから穀物を輸入するならばドイツの保護関税は削減され、イギリスの工業製品を

外としないという意味で)の確立と地主階級の政治体制の維持を両立させねばならないし、實際上それは可能であるとの確信を持っていた。言うまでもなく、地主階級の政治体制は農業利害を主たる支持基盤とするものであり、それが「反穀物法同盟」に対抗して「反同盟 *Anti-League*」<sup>2)</sup>として自らを組織し、穀物法撤廃反対の意志を明確にしていた以上、地主政府にとり撤廃は可能ならば避けるのが賢明であつた。しかし、工業化が進展する状況下にあつて、それはもはや不可能であつた。ピールは頑迷なトリー党員、クロッカー Coker への書簡で言う、「もしあなたが新しい社会を構築しなればならないとしたら、あなたは道徳的社会的理由から綿業の工場よりも穀物畑を、国民が製造業に従事するよりも農業に従事する方を好むでしょう。しかし、我々の運命は定まっています。我々はそれを変えることはできない。我々は退却しえないのです」<sup>3)</sup>と。そこで、ピールらは工業部門を国民経済の基軸とすべきであるとの見地に立ち、工業の繁栄を自らの繁栄の前提とする農業を基盤とする政治体制を構想することによつてこの二律背反的状况を乗切ろうとしたのである。そして、かかる構想に基づき「世界の工場」たるイギリスにとり自由貿易は繁栄の必須条件であるとして撤廃を決定したわけである。筆者は、このような国民経済と政治権力のあり様についてのピール派のヴィジョンを拙稿において「工業立国下地主支配」<sup>4)</sup>と呼んだのである。これに対し、穀物法撤廃にあくまで反対した保護貿易論者のそれを「農業立国下地主支配」<sup>5)</sup>と呼んだのであるが、ピールの判断ではこのような「穀物への制限を続けることで



地主貴族 territorial aristocracy の權威を維持しようとする試み」は成功しないどころか、却って伝統的支配体制を危くするものであった。<sup>6)</sup>

我々は、ここに、自由貿易政策を展開しつつも、伝統的体制の維持のためにそれを限定的なものとせざるを得なかった一八二〇年代におけるリベラル・トーリー Liberal Tory との相違をはっきりと見ることが出来る。ハスキソンが起草し、彼らリベラル・トーリーの自由貿易政策の重要な基礎となつた一八二二年の「農業不況に関するイギリス下院委員会報告書」を見ておこう。「報告書」は言う、「諸国家間の通商に関して、健全であり真実であるということ」が現在ではあまねく承認されているあの自由貿易の一般的諸原則を、外国穀物の自由な交易を支持するために主張することは、これをさしひかえたい」と。その理由は、第一に、食料をできるだけ自給することが重要だからであり、第二に、本委員会が地主階級に「彼らが長きにわたって享受してきており、またきわめて有益に行使してきたところの勢力、地位、権勢を残しておくことを現在でも心からねがう」からである。リベラル・トーリーは二度にわたり（一八二二年、二八年）穀物法を改正したものの、結局その廃止は全く問題にならなかつた。<sup>9)</sup>

このピール派とリベラル・トーリーとの相違は、当然農業そのものの政策的立場づけに対しても存在した。ピールは、穀物法撤廃という新事態にイギリス農業を適応させるためにハイ・ファームینگ high-farming を普及させる手段を講じ、また撤廃により国内農業

を理解していたかである。その前に、ピールもリカード的賃銀論を否定していたことを確認しておこう。四六年五月の議會でのスピーチの中で、彼は、「賃銀率が直接的に食料の価格によって変動するとは信じられない」ことが撤廃を決意した一つの原因であると述べていた。<sup>10)</sup>

さて、既述の通り、一八二六年の議會での機械輸出問題をめぐる論争においてピールは、産業的優位を維持するための鍵をイギリスが独占しておかねばならないというトレンドズの主張に賛成していた。ところが、四六年には、すでに「鉄と石炭、製造業の力は、工業での激しい競争において、すべてのライバルに対し我々に有利さを与えている」故、我国は「生産物の自由な交換によって利益を得る国々の中の首位」の座にある、と断言するに至っている。これはイギリスの産業的優位を維持するには自由貿易によるべきだとの発想に基づくものである。言うまでもなく、かかる発想から導かれる世界経済像は農工の国際分業の構図に他ならない。この点を、ドイツ歴史学派経済学の先駆者たるリスト F. List の『英独同盟論』に対するピールの返答により確認しておこう。彼は同盟構想には同意しつつも、その方法についてリストと完全に見解を異にするとして次のように反論を展開している。リストは、両国の同盟はドイツ国民の富裕化に基づく両国間の交友関係の推進を前提とすることによって可能となり、そのためイギリス工業製品に対するドイツの高率関税の維持をイギリスは黙認する必要があると主張する。それに応えてピールは、「かかる見解は完全に誤りであり、ドイツにもイギリス

イギリス自由貿易思想の展開、一八二〇——一八四六年（東田）

が大打撃を被るほどの外国穀物の大量輸入もないうであろうという見通しも持っていた。<sup>11)</sup>しかし、彼のウィジョンは明らかに農業に犠牲を強いるものであった。彼自身農業にある程度の犠牲が出ることは覚悟していたし、<sup>12)</sup>事実、農・工を穀物法撤廃で政策上同等の地位に置くことは実質的には明らかに農業部門の切捨てを意味した。ハスキソンは、一八二五年に議會において「第一に、我々はすべての他の国々よりも安く製造しうるが、すべての他の国々は我々よりも穀物を安く生産しうる。第二に、我々は年に三〇〇〇万もの大量の綿製品を輸出しているが、三〇プンセルの穀物さえ輸出していない。<sup>13)</sup>更に、大陸には綿製品の蓄積などないが、穀物の蓄積は存在する」ので、農・工には単純に同一の政策を適用しえないとして、農業への保護政策を正当化していたのである。そして、保護貿易論者も四六年の議會において、穀物法の擁護に当り同じ論理を用いていた。<sup>14)</sup>しかし、ピールは、かかる農・工の差異を知りつつも、彼のウィジョン実現のためにあえて両者を政策的に同等の地位に置くという形式的平等の論理で撤廃を正当化したのである。<sup>15)</sup>

かくて、ピールにとつての最大の関心事は工業化により生じた新しい諸状況にいかんにかんづいて伝統的政治体制を適応させ維持していくかであったのであり、その意味で、彼の場合自由貿易政策は、「世界の工場」たるイギリスの繁栄の下で地主階級の政治体制の維持を図るという権力構想の中に包摂されていたのである。

では、彼の自由貿易思想の具体的内容はどんなものだったであろうか。彼が自由貿易による「世界の工場」たるイギリスの繁栄をどうにも有害で、かつ両国の親密な同盟にも阻止的要因となる」と前置し、「私は逆に次のように考えている。ドイツ人民は彼ら自身の生産物と交換にイギリス工業製品に接近することにより富裕になるのであり、かかる自由な接近を拒否することで得られる善意はドイツ人民のものではなく、イギリス工業と競争している製造業に利害関係を持つか、もしくは両大国の通商関係を規定すべき原理に関して誤れる印象の下で行動しているか、いずれかの比較的少数の人々のものでしかない」と反論している。両国の同盟は現行保護関税の削減を基礎とすべきであったのである。<sup>16)</sup>

要するにピールにとつてはイギリスのみが元来工業国として相応しく、従って自由貿易によるイギリスの工業製品と自余の国々の第一次産品との交換を基礎とする国際分業こそが世界経済のあるべき姿であった。ウィグ党のパーマストン Palmston に至ってはこのリストの『英独同盟論』に関するメモランダムの中で、こうしたアイデアをより露骨に表明している。すなわち彼は、各国がそれぞれ優位を保っている各種産業部門の生産物を交換することが自由貿易であるとし、しかもイギリスのみが工業に優位を有しているのであり、他の国々にとつても「工業が最も有益な雇用であるにちがいない」と考えることは大きな誤りであると断言してはばからなかつたのである。<sup>17)</sup>

註(1) 本章に関連して、拙稿「穀物法撤廃の政治過程」、『史学研究』一三二号、一九七六年、を参照されたい。

- (2) 「反回題」に引く M. Lawson-Tancred, "The Anti-League and the Corn Law Crisis of 1846", *Historical Journal*, III, 1960 参照。
- (3) L. J. Jennings (ed.), *The Croker Papers*, London, 1885, reprint 1972, Vol. II, p. 381 (27 Jul. 1842)
- (4) (5) この二の概念については詳細には、前掲拙稿参照。
- (6) *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. II, p. 24 (4 May 1846); cf. C. S. Parker (ed.), *Sir Robert Peel From His Private Papers*, London, 1899, Vol. III, p. 472 (Peel to Lord Hordings, 24 Sept. 1846)
- (7) 本報告の史の意義については B. Hilton, *Corn, Cash, Commerce: The Economic Policies of the Tory Governments 1815-1830*, Oxford, 1977, pp. 98-126 参照。
- (8) *Report from the Select Committee, to whom the several petitions complaining of the depressed state of the Agriculture of the United Kingdom, were referred*, B. P. P., IX, p. 18 (毛利健三「農業不況に関するイギリス下院委員会報告書」、『商学論集』三五卷三号、一九六六年、一三六—一七頁、但し、訳文は必ずしも同一ではない)。
- (9) 但し、ハスキソンは最晩年に穀物法撤廃の可能性を述べていた。しかし、これをもちってハスキソン、更にはリムナル・トリーの改宗とは言えない。 *The Speeches of William Huskisson*, London, 1831, Vol. III, p. 555 (25 Mar. 1830)

の名により正当化した上で、調和論的ヴェールで包み、ナショナル・インタレスト実現の輝かしい手段として、更にはインタナーショナルな色彩さえ添えて提示したが、四〇年代のコブデン自由貿易論であった。他方、政策主体Ⅱ地主階級は、もっぱら体制維持の道具として、従ってコブデンの自由貿易論により粉飾されたナショナル・インタレスト実現が体制の安泰を保障するものと考え、自らの権力構想の中に自由貿易を全面的に包摂するに至った。それ故、自由貿易政策実現の画期たる穀物法撤廃は、政治権力のシフトとは無関係に、むしろその推進主体と政策主体との双方の異なる期待を担いつつ、ナショナル・インタレストの実現手段として遂行されたのである。

ここに、「ブリテンの生まれながらの経済政策」として自由貿易が定着し、自由貿易は一種の経済風土と化してゆくのである。穀物法撤廃をもって、政治経済学の勝利という場合も、かかる文脈において解さねばならないであろう。<sup>(1)</sup>

さて、我々は、本稿においてリカード的議論が、コブデン、ピジネスマン、地主階級、それぞれの自由貿易思想の中から排除されてゆくのを見てきた。しかし、これらの自由貿易思想は、ある意味でははなはだリカード的なものであり、しかもその点こそ三者の共通性、つまり三者それぞれの自由貿易思想で説くナショナル・インタレストの実体が見出せるという事実にも言及しておかねばならない。その点とは、言うまでもなく、農工の国際分業論である。そして、この理論は、既述のようにリカードの諸概念が次々と政治経済

イギリス自由貿易思想の展開 一八二〇——一八四六年(東田)

- (10) 前掲拙稿、六九—七〇頁。
- (11) 例えば、マイルランド農業が相当被害を被るのではないかと考えられた。 *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. I, p. 105 (27 Jan. 1846)
- (12) *The Speeches of W. Huskisson*, Vol. II, p. 397 (28 Apr. 1825)
- (13) 例えば、P. Miles は、農業に比較して工業は圧倒的に優位にあり、両者が同一の原理を適用するのは疑問に思われる。 *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. I, p. 149 (9 Feb. 1846)
- (14) 一八四六年一月二十日のメモーチ参照。 *Ibid.*, pp. 87-133.
- (15) *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. II, p. 241 (4 May 1846); *Memoirs by Sir Robert Peel*, London, 1857 (reprint 1969), Part III, p. 102.
- (16) *The Debate upon the Corn Laws*, Vol. I, p. 345 (16 Feb. 1846) 前掲拙稿、七〇頁。
- (17) F. List, *Werke*, Bd. 7, Berlin, 1933, S. 527.
- (18) *Ibid.*, S. 524-26.

### 結 語

ピジネスマンの自由貿易思想の展開は、彼らの当該段階での経済的利害を貫徹せしめる最適の手段として自由貿易を認知するプロセスであった。その経済的利害最優先の自由貿易思想を、政治経済学の世界で否定された中で、なお強い影響力を持ち続け、その影響力は「穀物法撤廃においてクライマックスに達した<sup>(2)</sup>」のである。もちろん、他の諸概念がすでに拒否されていた以上、四〇年代国際分業論が、厳密な意味でリカードの国際分業論と言えるかどうかは疑わしく、またリカード理論を前提とすると意識されていたかどうか不明であるが、いずれにしても、リカードの国際分業論を、上述三者の自由貿易思想の中に見出しうることは否定しえないであろう。ナショナル・インタレストの実現手段としての自由貿易の利点としては、市場拡大—貿易量の増大が強調されたが、それが実現される世界は「世界の工場」たるイギリスの地位を恒久化する農工の国際分業が貫徹される世界経済の姿に他ならない。要するに、イギリス自由貿易思想は、意図的・主観的にリカードから離れようとしながらも、その世界経済像に関しては限りなくリカード的理念を存続しつつ展開してきたものと言えよう。<sup>(3)</sup>

註(1) 次の諸研究は、経済理論と経済政策との関係を研究する時、経済理論の普及と俗流化、あるいは経済理論の普及された手段と社会に受容された形、についての分析の必要性を強調している。本稿は、自由貿易政策に関してこうした課題に多少なりとも応えたのではないかと考えている。A. W. Coats, (ed.), *The Classical Economists and Economic Policy*, London, 1971, pp. 1-32; A. J. Taylor, *Laissez-faire and State Intervention in Nineteenth-century Britain*, London,

1972, pp. 14-15.

- (2) F. W. Fetter, "The Rise and Decline of Ricardian Economics" *History of Political Economy*, 1969, Vol. 1, pp. 75-76.

(3) かかる世界経済像の問題は、「自由貿易帝国主義」論との関連を想起させるかもしれないが、その点を含めてかかる世界経済像については、「イギリス自由貿易論者の世界経済像」<sup>(1)</sup>でも題する別稿を用意したいと考えている。ただ次の点だけは一言しておこう。本稿でみてきたイギリス自由貿易思想は、急激に工業化しつつあった欧米を強く意識し、欧米の工業を破壊、もしくは、その発展を阻止したいという願望を内包するものではあったけれども、毛利健三氏のようた、「イギリス自由貿易主義は、(とくに十九世紀前半には)アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ等の周辺部世界にとつてだけではなく、欧米の後進資本主義国にたいしても『帝国主義』的性格をもって君臨する客観的基礎が存在した」(『自由貿易帝国主義』について)、『経済学論集』四五巻四号、七四頁)と言えるかどうかは疑問であるところである。C. P. Kindleberger ("The Rise of Free Trade in Western Europe, 1820—1875" *Journal of Economic History*, XXXV, 1975, pp. 35-36)の指摘する如く、三〇年代はともかく、四〇年代には、自由貿易は大陸での工業の前進を遅らせる、あるいはその発展を停止させることなど不可能であった、とい

うのが事実に近いのではあるまいか。更に、国家権力の存在型態の相違をも考えるならば、「自由貿易帝国主義」を論じる場合、少くとも欧米世界と周辺部世界とを区別すべきであろう。

### 正 誤 表

- 〔一四八号、下向井氏論説〕
- 七頁上段二〇行、二度目を訴状を→二度目の……
- 七頁下段一九行、左宰相中将<sup>能美</sup>→……中将<sup>能宗</sup>
- 〔二二頁下段註(37)、富田正弘「口宣案の成立……」→
- 「口宣・口宣案の成立……」
- 〔一四九号、勝部氏論説〕
- 四四頁上段二三行、Jammerhohlen→Jammerhöhlen
- 四八頁第一八表、第六大銀行(一九二〇年銘柄)→
- 第六六銀行